

生徒心得

生徒は以下の項目を熟知した上で遵守し、正徳館高等学校の生徒として誇りを持って学校生活を送ること。

1 礼儀

(1) 何人に対しても礼儀正しく、節度ある明快な態度で接する。

2 服装・頭髪

(1) 服装は清潔・質素・端正にする。

(2) 頭髪は、衛生的で他人に不快感を与えず、運動・学習に適したものにす。

(3) 別に「服装・頭髪規程」を定める。

3 校内生活

(1) 時間厳守を行動原則とする。

(2) 校内外の美化整頓につとめ、公共物を大切にす。

(3) 高校生としてふさわしくないもの、及び学校生活に不要なものは持ち込まない。

(4) 他の生徒の権利や感情を尊重し、話し合いにより問題等を解決する。

(5) 必要に応じて別に定める諸届け又は願いを提出する。

4 校外生活

- (1) 外出の際は、公衆道徳に基づき行動する。
- (2) 法で禁じられている行為はいかなる場合でも行わない。
- (3) 事故・災害が発生したときは、すみやかに学校に連絡する。

5 交通

- (1) 登下校に限らず、常に交通法規を遵守するとともに、公共のマナーを守り、自他の安全に細心の注意を払う。
- (2) 通学に自転車の使用を希望する者は、年度始め又は必要が生じたときに定められた手続きで通学許可を受ける。許可された者は、本校の定めるステッカーを車体につけ、指定の場所に置く。
- (3) 自動車の運転免許取得については別に定める規則を厳守する。

6 スマートフォン等について

- (1) 原則、校地内使用禁止とする。ただし、放課後の保護者等との連絡に限り、生徒玄関ひさしの下での使用を許可する。
- (2) 校外ではルールを守り、他者の迷惑にならないようにする。

- (3) スマートフォン等を持ってきた場合は、電源を切りカバンに入れ、自己管理をする。
- (4) 考査中、教室内でスマートフォン等を所持しているだけで考査不正行為となる。
- (5) SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等は、様々なトラブルの原因となる場合があるため、使用に際しては細心の注意を払う。また、他人の悪口や個人情報などの書き込みは絶対にしてはならない。

7 選挙について

選挙運動及び政治的活動については、関係する法律を遵守するとともに本校生徒としての自覚を持って行う。

8 その他

- (1) 理由があって遅刻する場合は、必ず保護者が学校に連絡する。
- (2) 登校後、授業終了まで外出しない。やむを得ない場合は学級担任に申し出て、外出許可を受ける。

(3) 以下の場合は、本校所定の様式で届け出、又は
願い出を行い、許可、又は適切な指導を受ける。

- ・遅刻をしたとき、及び早退をする場合。
- ・留学、休学、復学、転学、退学する場合。
- ・各種証明を受ける場合。

(4) 生徒の忌引日数は以下のとおりとする。

死亡者	忌引日数
父母	7日
祖父母	3日
兄弟姉妹	3日
曾祖父母・伯叔父母	1日
上記以外の同居する親族	1日

附則

令和7年4月1日 一部改正

令和8年4月1日 一部改正

服装・頭髪規程

1 次のものは本校指定のものとし、改造や変形を行った場合は、直ちに新品を購入する。

ブレザー、スラックス、スカート、ネクタイ、
長袖カッターシャツ、半袖ボタンダウンシャツ、
セーター、ベスト、

2 校内及び登下校時においては制服を着用する。

(1) 上着について

①ブレザーを着用する場合

- ・ブレザーのボタンはすべて留める。
- ・長袖カッターシャツはボタン(第1ボタン・袖ボタンとも)を留め、裾をスラックス・スカートの中に入れる。
- ・ネクタイを首元で留める。
- ・セーター・ベストを着用する場合、ブレザーの下から出さない。また、セーター・ベストの下から長袖カッターシャツの裾を出さない。
- ・11月から3月は、原則としてブレザーを着用する。

②ブレザーを着用しない場合

- ・長袖カッターシャツ又は半袖ボタンダウンシャツを着用し、裾をスラックス・スカートの中に入れる。

- ・ 長袖カッターシャツの袖ボタン、半袖ボタンダウンシャツの襟先のボタンを留める。第1ボタンは外してもよい。
- ・ ネクタイは着用しなくてもよい。着用する場合は、第1ボタンを留め、ネクタイを首元で留める。
- ・ 下に着用するシャツは、華美でないものとする。
- ・ セーター・ベストを着用する場合は、下から長袖カッターシャツ・半袖ボタンシャツの裾を出さない。

(2) スラックス・スカート等について

- ・ スラックスをウエストより下へずらして着用しない。
- ・ スカート丈は膝裏の線(くぼみ)を基準として上下5cm以内を目安とする。
- ・ 靴下は華美でなく、くるぶしが完全に隠れるものを着用する。
- ・ ストッキング・タイツを着用する場合は華美でないものとする。

3 内履きは学校で指定した靴を使用する。外履きはサンダルを禁ずる。

4 無用の装飾等を禁ずる。

- 5 けが・病気等の理由により規程を守ることができない場合は、学級担任に申し出る。
- 6 頭髪は常に清潔にし、規程にしたがって整える。
パーマ、カール、ヘアエクステンション、染髪、脱色、特殊カット等はしない。
 - (1) 授業の妨げにならないような髪型とする。長さの目安は、前は目にかからない程度の長さとするか、髪留めをつける。
 - (2) 髪留めは華美でないものとする。

附則

- | | |
|----------|------|
| 令和5年4月1日 | 一部改正 |
| 令和7年4月1日 | 一部改正 |
| 令和8年4月1日 | 一部改正 |

運転免許の取得に関する規則

- 1 自動二輪車運転免許及び原動機付自転車運転免許は取得しない。

- 2 普通自動車運転免許及び準中型自動車運転免許の取得については、以下の条件で認める。
 - (1) 自動車学校への通学
入校式も含み、3年生2学期期末考査終了後とする。また、学年末考査1週間前から考査終了までは、入校及び通学は禁止とする。
 - (2) 願いの提出
入校式の1週間前までに「自動車学校入校許可願」を提出する。
 - (3) 通学の制限
学業成績や行動に問題のある者については、保護者・学級担任・生徒指導部で協議の上、許可しないことがある。また、通学途中であっても、問題があれば再度協議することがある。

- 3 免許取得後も、自動車通学は禁止する。また、家庭にあっても卒業までは運転しない。原動機付自転車についても同様とする。

附則

令和7年4月1日 一部改正

アルバイトに関する規則

家庭学習時間の確保と、生徒が金銭的余裕を持った場合の弊害を考慮し、原則として禁止とする。

ただし、長期休業中にかぎり、学業に支障のない範囲において、保護者承認のもと、許可することがある。

附則

令和6年4月1日 一部改正

令和7年4月1日 一部改正